

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	第1回武蔵村山市市民協働推進会議
開 催 日 時	平成23年11月16日（水）午後6時30分 ～ 9時15分
開 催 場 所	市役所401大集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：（委員）渡辺龍也、奥原せつ子、伊東理年、比留間英世、高橋茂明、北口良夫、本間由美子、河野幸雄、下田光男 （事務局）地域振興課長、地域振興課主査、地域振興課主事
議 題	<p>1 委員の委嘱等について</p> <p>①委嘱書の交付</p> <p>②市長あいさつ</p> <p>③委員の紹介</p> <p>2 第1回武蔵村山市市民協働推進会議</p> <p>議題1 座長及び副座長の互選について</p> <p>議題2 会議の公開に関する運営要領の制定について</p> <p>議題3 協働事業提案制度の提案事業の書類選考要領の制定について</p> <p>議題4 協働事業提案制度の提案事業の書類選考について</p> <p>議題5 市民協働推進会議における協働事業提案制度の公開プレゼンテーション実施要領の制定について</p> <p>議題6 その他</p>
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	<p>第1回武蔵村山市市民協働推進会議</p> <p>議題1 座長及び副座長の互選について 武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱第3条第1項の規定に基づき、委員の互選により、座長は渡辺委員、副座長は高橋委員に決定した。</p> <p>議題2 会議の公開に関する運営要領の制定について 「武蔵村山市市民協働推進会議の会議の公開に関する運営要領」については、事務局案のとおりとする。</p> <p>議題3 協働事業提案制度の提案事業の書類選考要領の制定について 「武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の書類選考要領」については、「公開プレゼンテーションを行う提案事業の選考に関し」という文言を「公開プレゼンテーションを行う提案事業を推進会議が選考するのに際し」に修正した要領を制定する。</p> <p>議題4 協働事業提案制度の提案事業の書類選考について 団体育成事業の事業番号23-1、小学生への花育と豊かな環境作り事業は360点満点中232点、協働型事業の事業番号23-2、武蔵村山市市民映画会「春夏秋冬」は405点満点中225点、事業番号23-3市民後見人養成講座テキスト作成事業は405点満点中272点、事業番号23-4、ちびっ子名人育成プロジェクトは405点満点中281点、事業番号23-5、万博2012仮称事業は405点満点中215点なので、5事業全てが第2回、第3回の武蔵村山市市民協働推進会議にて公開プレゼンテーションを行う。</p> <p>議題5 市民協働推進会議における協働事業提案制度の公開プレゼンテーション実施要領の制定について 「市民協働推進会議における協働事業提案制度の公開プレゼンテーション実施要領の制定」については、「推進会議委員の質疑を含め」という文言を削除し、プレゼンテーションの時間を20分以内とする。また、推進会議委員の質疑の時間はプレゼンテーション終了後とする。</p>

	<p>実施要領の趣旨を修正する。 プレゼンテーションを行うのは代表者又はその関係者とするよう修正した要領を制定する。</p> <p>議題6 その他 第2回会議 11月28日(月)午後6時から開催予定。 第3回会議 11月29日(火)午後7時から開催予定。 第4回会議 12月12日(月)午後6時から開催予定。 場所は、いずれも市役所中部地区会館401大集会室で開催する。</p>
<p>審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)</p> <p>(発信者) <input type="checkbox"/>印：座長 <input type="checkbox"/>印：委員 <input checked="" type="checkbox"/>印：事務局</p>	<p>1：委員の委嘱等について ①委嘱書の交付 ②市長あいさつ ③委員の紹介</p> <p>2：第1回武蔵村山市市民協働推進会議</p> <p>議題1 武蔵村山市市民協働推進会議座長及び副座長の互選について ●本来ですと仮議長を選出頂き、そのもとで座長、副座長の互選を行うが進行の都合上事務局で進めさせていただきたいが、いかがか。 -異議なし- ●座長互選について協議していただきたい。 ○武蔵村山市市民協働推進会議の座長の経験がある渡辺委員を推薦したいが、いかがか。 -異議なし- ●副座長の互選について協議していただきたい。 ○武蔵村山市商工会事務局の高橋委員を推薦したいが、いかがか。 -異議なし- ●座長、副座長が選任されたので、ここからは座長に進行を引き継ぎさせていただく。</p> <p>議題2 会議の公開に関する運営要領の制定について ●武蔵村山市市民協働推進会議の会議及び会議録の公開について、資料5に基づき説明。 □第3条の「非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは」とあるが、誰が非公開情報と決定するのか。 ●資料5の第4条第3項において、「会議の庶務を処理する課又はこれに相当する組織の長」と明記されているので、本会議については座長と地域振興課長が協議した上で決定する。 □資料5には、どのようなことが非公開の理由になるのかわからないので、個人情報保護条例に基づいて判断すると明記してはどうか。 ●資料5の第1条の中に「第11条第2項及び第13条第2項の規定に基づき」とある。それは次第5頁にある武蔵村山市付属機関等の設置及び運営に関する指針の中の第11条と第13条を指しており、非公開の理由について明記されている。 ○非公開の理由はないので公開でよいと思う。 □原案どおりでよいか。 -異議なし-</p> <p>議題3 協働事業提案制度の提案事業の書類選考要領の制定について ●協働事業提案制度の提案事業の書類選考要領の制定について、次第</p>

- 6、7、8頁に基づき説明。
- 委員9名のうち何名が出席すれば選考できるのか。
- 武蔵村山市市民協働推進会議要綱の第4条に過半数の出席を明記している。
- 次第8頁のプレゼンテーション事業に選定される点数は5割以上となっているが、会議に出席した委員の人数の5割でよいのか。
- 出席人数の5割である。
- 各項目の中で最低の評点があった場合でも、合計が5割以上であればよいのか。
- 原案では、推進会議委員の過半数が一の審査項目について最低の評点を付した事業については、公開プレゼンテーションを実施する提案事業として選定しないことができる。
- 書類選考を実施する機関が明記されておらず、わかりづらい。
- 原案の趣旨の中にある「公開プレゼンテーションを行う提案事業の選考に関し」を「提案事業を推進会議が選考するのに際し」に修正する。
- 趣旨を修正した要領を制定することでよいのか。
- 異議なし-
- 修正した要領は次回会議で配布する。

議題4 協働事業提案制度の提案事業の書類選考について

- 協働事業提案制度の提案事業の書類選考について、次第9頁に基づき説明。
- 23-3の市民後見人養成講座テキスト作成事業について説明したいが、いかがか。
- 特定の事業だけを委員が説明するのは公平性が失われるので、書類のみで判断していただきたい。
- 書類のみでは、分からない事があるので、各事業について事務局で補足があれば説明していただきたい。
- 書類のみで判断していただきたい。
- 事業の実施予定期間が1日になっているが、継続性のある事業でなくてはいけないのではないのか。
- 単発やイベント事業を禁止はしていない。
- 書類選考の採点は、採点結果を踏まえた上でもう1度採点することはできないのか。
- 多くの意見を聞いた上で、採点する方向でもよい。
- それでは書類選考を始める。選考が終わった委員から採点票を事務局に提出していただきたい。
- 集計作業-
- 各事業の採点結果を発表する。事業番号23-1、小学生への花育と豊かな環境づくり事業は360点満点中232点、事業番号23-2、武蔵村山市市民映画会「春夏秋冬」は405点満点中225点、事業番号23-3、市民後見人養成講座テキスト作成事業は405点満点中272点、事業番号23-4、ちびっ子名人育成プロジェクトは405点満点中281点、事業番号23-5、万博2012仮称事業は405点満点中215点なので、全ての事業が第2回武蔵村山市市民協働推進会議にて公開プレゼンテーションを行うこととなるが、よいのか。
- 異議なし-

議題5 市民協働推進会議における協働事業提案制度の公開プレゼンテーション実施要領の制定について

●市民協働推進会議における協働事業提案制度の公開プレゼンテーション実施要領の制定について、次第10頁に基づき説明。

○プレゼンテーションで使用する機材等は何でもよいのか。

●提案者に使用機材の要望を聞き、事務局で用意は用意するが、他の機材については各提案者に用意していただく。

○実施要領の中に「プレゼンテーションの時間は、推進会議委員の質疑も含め原則として一事業当たり20分以内」となっているが短すぎる。

□質疑を含めるのであれば、最低30分は必要である。

●「推進会議委員の質疑を含め」という文言を削除し、プレゼンテーションの時間を20分以内とする。また、推進会議委員の質疑の時間はプレゼンテーション終了後とすることに修正させていただきたい。

□プレゼンテーションの時間は20分以内とし、推進会議委員の質疑の時間はその後設けることでよいか。

-異議なし-

○実施要領の趣旨の中に「当該書類選定事業の審査のため」とあるが、公開プレゼンテーションは書類選定事業の審査ではないのではないのか。

●わかりやすい説明に修正する。

□実施要領のプレゼンテーションを行う者の中に「当該提案団体から依頼を受けた者」となっているが、プレゼンテーションを提案者が委託してもよいのか。

●そのとおりである。

□委託してプレゼンテーションを行うのは協働事業提案制度の趣旨に沿わないので、代表者又はその関係者が説明するようにした方がよい。

●プレゼンテーションを行うのは代表者又はその関係者とするよう修正する。

□公開プレゼンテーションの実施要領は修正した要領を制定することでよいか。

-異議なし-

議題6 その他

●次回以降の会議の開催日程を次第11頁に基づき説明。

□プレゼンテーションの採点を行うのか。

●採点していただく。

□全事業を第2回会議で行うのは長時間になってしまうので、2回の会議に分けた方がよい。

○2回の会議に分けてプレゼンテーションを行うのであれば、第3回会議で行う審査をプレゼンテーションが終わった後に、行えばよいのではないのか。

□第2回会議で3事業のプレゼンテーションを行い、第3回会議で2事業のプレゼンテーションを行うことでよいか。

-異議なし-

□第2回会議を11月28日(月)午後6時から開催し、第3回会議を11月29日(火)午後7時から開催する。また、第4回会議は12月12日(月)午後6時から、いずれも市役所中部地区会館401大集会室で開催する。

